

## 第16回消費者志向経営セミナー開催報告

1. 日 時 2013年3月29日(金)  
13時30分～16時20分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
3. テーマ 「消費者契約法の不当条項を考える」
4. 参加費 7,000円
5. 参加者 24名(当日欠席者を含む)
6. 開催趣旨



報告・講演に耳を傾ける参加者の皆さん

消費者契約法の施行からはや12年が経過し、その第8条、第9条、第10条の規定に基づく、不当条項に関する裁判例が蓄積されてきました。

第16回消費者志向経営セミナーは、近時の裁判例から不当条項と判示された事例について、その特徴を明らかにし、関連して、消費者契約法改正に係る不当条項リストの見直しの方向性について探り、あわせて、この間の消費者機構日本の活動で契約条項が是正された事例をご紹介させていただき、各事業者における自主的な約款の是正にむけた情報提供の機会とすることとしました。

### 7. 進行次第

- 13:30～14:05 開会挨拶&報告「消費者機構日本の差止請求で是正された契約条項の事例」  
… 消費者機構日本 専務理事 磯辺浩一
- 14:05～15:05 講演1「近時の裁判例における条項の不当性判断の特徴」  
… 法政大学法学部 准教授 大澤 彩 氏(注)
- 15:05～15:20 <<休 憩>>
- 15:20～16:20 講演2「消費者契約法改正(不当条項部分)に関する問題意識」  
… 法政大学法学部 准教授 大澤 彩 氏
- 16:20 閉会

(注) 講師の大澤准教授は、2011年～2012年の消費者庁「消費者契約法(実体法部分)の運用状況に関する調査報告書」作成に委員として参加され、2012年からは、消費者委員会の消費者契約法に関する調査作業チームのメンバーとして参加されておられます。

### 7. 次第概要

#### 「消費者機構日本の差止請求で是正された契約条項の事例」



報告する磯辺専務理事

消費者機構日本のリーフレットと消費者庁の消費者団体訴訟制度パンフレットに基づき、制度の概要を紹介。その上で、この間の差止請求で事業者との協議によって是正された5つの案件について、どのような理由で是正申入れを行い、事業者側はどのように対応されたかについて報告。事業者として消費者契約法の不当条項対応を検討する際の参考に供して欲しい旨を要請。

5つの事例は以下のとおり。

- i. エステション養成講座の納入済み学費等の不返還規定（消費者契約法 9 条 1 号）
- ii. ご結婚式披露宴規約の支払済申込金の不返還規定（消費者契約法 9 条 1 号）
- iii. 建築工事請負約款において瑕疵担保責任の期間を短縮する規定（消費者契約法 10 条）
- iv. 建築工事請負約款において着工前の契約解除に伴う違約金に関する規定（消費者契約法 9 条 1 号）
- v. まつ毛エクステンション施術依頼の誓約書における免責条項（消費者契約法第 8 条）

### 「近時の裁判例における条項の不当性判断の特徴」

最初に、近時の裁判例の特徴として、消費者契約法の不当条項リストが限定的（8 条、9 条のみ）であるため、消費者契約法 10 条が活用されているケースが多い現状を述べた上で、消費者契約法 10 条適用裁判例として解約制限特約や一連の賃貸借関連の判決を紹介しつつ、特に対価関連条項の有効性をめぐる論点（対価であれば規制対象にはならない？、中心的対価から「外に切り出す」ことの是非等）について触れ、最判平成 23 年 7 月 12 日における岡部裁判官の反対意見が示す見解の重要性を指摘された。

また、無催告失効条項に係る最高裁判決に関して、個別事情を考慮に入れることについて、特に差止請求との関係について意見を述べられた。

続いて、消費者契約法における不当条項リスト（9 条 1 号）適用例をあげつつ、「平均的な損害」に係る特徴的な論点（履行利益は含まれるか？、算定方法は？、割引サービスと解約金条項をめぐる判断は？、対価不返還特約における権利金とは？、標準約款との関係は？）を示しながら、消費者契約法 9 条 1 号をめぐる論点についても述べられた。



ご講演する法政大学法学部大澤准教授

### 「消費者契約法改正(不当条項部分)に関する問題意識」

冒頭、消費者契約法の不当条項に関する判断が、上級審と下級審で異なる事例が出ている現状も踏まえ、改めて消費者契約法の改正が必要であること（一般条項の文言・射程の見直し、不当条項リストの拡充・文言の見直し）を述べた上で、それぞれについての問題意識を披歴いただいた。

一般条項（消費者契約法 10 条）については、前段要件・後段要件の文言見直し方向を示され、裁判例で論点となっていた中心条項の規制の可否に関する考え方（消費者がいかなる意味での対価なのかを理解できる限りにおいて不当条項規制の対象外、ただし、民法 90 条による規制の対象にはなる）、個別の交渉を経た条項を規制の対象とするかについての考え方（＝不当条項規制の射程）を述べられた。

また、不当条項リストの拡充については、事業者等からの懸念も聞こえるが、不当条項リストは危険条項についての情報提供機能（紛争予防機能）、市場における実質的競争促進機能、裁判外での紛争処理機能を有しており、二つのリストしかない現行法は見直しが必要だ。リストには「ブラック・リスト」と「グレイ・リスト」を設けるべき。なお、条項の見直しにあたっての留意点として、「平均的な損害」の立証責任、算出方法、対象損害の範囲、そもそも「平均的な損害」概念を維持するかどうかについての方向性を示されると同時に、規制対象についても消費者契約の解除を伴わない消費者の債務不履行に対する損害賠償額の予定・違約金条項も対象に加えること、対価不返還条項で既履行給付対価を上回る金員を正当な理由なく消費者から徴収する条項を無効とする規定を加えること、との提言が示された。